

総務省における政策評価の重点化と行政事業レビューとの連携強化に関する取組

① 政策評価の重点化に関する取組

政策評価の重点化の基本的考え方(政府全体の方針)

- 単に毎年度評価を実施するのではなく、施策の節目にあわせて実施。評価を行わない年度においては、モニタリングで進捗管理(実施時期の重点化)。
- 評価を行う年度においては、分析の深掘りをして踏み込んだ評価を行う(内容の重点化)。

<総務省における取組>

総務省の主要な20の政策の評価実施周期については、政府全体の方針を踏まえ、3年を基本として設定。

ただし、政策の予算・内容が比較的短期で変動するものについては2年として設定。

評価実施年度については、主要な測定指標の目標年度や毎年度の評価対象政策数の平準化を踏まえ、毎年度6～9政策程度を評価することとなるよう設定。

② 政策評価と行政事業レビューとの連携強化に関する取組

今年度から、当該年度に政策評価の対象となっている政策に含まれるすべての事業を対象として、行政事業レビュー外部有識者の点検を行うこととした。

①で示した当該年度の政策評価実施政策に係る政策評価書について、政策評価外部有識者に点検を依頼する際、当該政策に含まれるレビューシートを合わせて送付し、個別事業に係る実施状況等も踏まえて評価書をチェックするとともに、その結果を、行政事業レビュー外部有識者に示すことにより、レビューシートの更なるブラッシュアップに資する。

また、①で示した当該年度の政策評価実施政策に含まれるレビューシートについて、行政事業レビュー外部有識者に点検を依頼する際、政策評価書等も合わせて送付し、政策全体の目標の達成度合い等も踏まえてレビューシートを点検するとともに、その結果を、政策評価外部有識者に示すことにより、政策評価書のさらなるブラッシュアップに資する。

こうした取組については、政策評価とレビュー双方の有識者の情報共有を徹底した上で実施する。